

第23回期 第22回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 平成31年4月16日(火) 午後3時30分から午後4時20分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員10人)

会 長	10番	生田目源一
会長職務代理者	9番	大河内一二
委 員	1番	會田 陽子
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	小針 賢一
同	5番	会田 嘉治
同	6番	佐川 健二
同	7番	角田 一志
同	8番	八旗 正紀
推 進 委 員 (浅川・滝輪)		石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)		小宅 正一
同 (同)		我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)		関根 榮治
同 (中根松)		江田 利光
同 (大草)		佐川 光一
同 (染)		川音 光平
同 (小貫・太田輪)		八木沼 進
同 (山白石)		佐藤 博
同 (同)		圓谷 広行

4 欠席委員(1人)

推 進 委 員 (東大畑・畑田) 小室 勝弘

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第48号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画の作成に対する決定について

2件

議案第49号 青年等就農計画の認定に係る意見決定について

1件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 岡部 真

主 査 圓谷 恭幸

7. 会議の概要

事務局長	一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。
会 長	ただいまから第22回浅川町農業委員会総会を開催します。 あらためまして、こんにちは。桜の花が満開のところ、第22回の浅川町農業委員会総会を招集しましたところ、みなさま方には田んぼの作付け等の準備で大変お忙しい中、またお疲れのところお集まりおいただき誠にありがとうございました。4月1日に新しい元号が発表されましたが、この「令和」にあと20日ほどとなってまいりました。「平成」を振り返ってみますと、災害の多い時代ではなかったかと振り返り思います。次の「令和」は、心豊かな素晴らしい時代となるよう祈念しています。また、役場内の人事異動により長くお世話になりました木谷主査が異動となり、新たに圓谷主査が事務局職員として我々と一緒に活動するようになりました。これまで通り荒廃地発生防止に全員で尽力していきたいと思っておりますのでご協力の程よろしくお願いいたします。なお、人事異動がありましたので総会終了後、歓送迎会を予定しておりますので、こちらにもご出席の程よろしくお願いいたします。 本日の議案は3件の予定でしたが、諸事情による部分もありまして2件になりました。この件は審議の中で後ほど説明していきたいと思っております。いつものように慎重な審議をお願いいたします。 総会に先立ちまして角田一志委員からあいさつがあります。
角田委員	みなさん、こんにちは。この場をお借りして御礼を申し上げます。みなさまには入院中、委員の席を空けることとなり、何かとご心配やご迷惑をおかけしまして誠に申し訳ありませんでした。お見舞いや励ましの言葉をいただき、本当にありがとうございました。今後とも今日まで同様に変わらぬご支援、ご指導のほどをよろしくお願い申し上げます。簡単ですがお礼の言葉いたします。ありがとうございました。
会 長	続きまして冒頭のあいさつでも申し上げましたように、役場内の人事異動により事務局に配属となりました新任の圓谷主査を紹介します。
圓谷主査	このたび役場内の人事異動で農業委員会に配属となりました圓谷です。どうぞこれからよろしく申し上げます。
会 長	本日の農業委員の出席は10名中10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第22回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。なお、推進委員の出席は、小

	<p>室勝弘委員が欠席でございますので、11名中10名でございます。</p> <p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。</p> <p>浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、9番、大河内一二委員、1番、會田陽子委員を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の圓谷主査を指名いたします。</p>
	<p>冒頭のあいさつでも申し上げましたようにみなさまに報告いたします。議事日程第3、議案第47号、農地法第5条の規定による許可申請について上程することになっておりましたが、今回の案件について県の事前審査において5条申請一本で申請できるとされており議案として提出させていただきましたが、***さん所有の****番地の自己所有地部分については、4条申請を別にしてもらう必要があると取扱いが変更されていることを担当者が把握していなかったと県中農林の課長より本日連絡がありました。</p> <p>そのため本案件は今回審議できないこととなったため今回の審議は見送り来月以降審議することといたします。</p> <p>議案第48号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成に対する意見決定について上程いたします。事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>皆様にお諮りいたします。議案第48号、農業経営基盤強化促進法第18条①②については関連がありますので、一括して審議したいと思いますのご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、議案の審議に入りたいと思います。事務局より①②の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>では、説明申し上げます。</p> <p>被設定人の****さんは、染の認定農業者であります*****さんの息子さんです。このあとの議案で審議されますが、新規就農者として農業次世代人材投資資金の支援を受けるため青年等就農計画の認定を受けることを希望されており、農業次世代人材投資資金を受けるために経営する農地の利用権が設定されていることが必要であったため、今回利用権を設定することとなったものです。</p>

	<p>設定人は、父の*****さんおよび同じ染地内の*****さんの2名で、合計で畑7筆の10,366㎡となります。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、1つ目、農用地利用集積計画の内容が町の基本構想に適合することであること。2つ目、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、及び、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。3つ目、対象農地の関係利権者のすべての同意が得られていること。のいずれの要件も満たしていると認められ、利用権設定は問題ないと思われま</p>
会 長	<p>以上です。</p> <p>つづいて、この集積計画に対して染地区推進委員の川音光平委員の意見を求め</p>
川音委員	<p>染地区推進委員の川音です。</p> <p>*****さんのお宅では、施設野菜と露地野菜及び水稻の副業専業農家であり</p> <p>ます。この事案につきましては4月8日に両親を交えて聞き取り調査を実施しま</p> <p>した。父*****さんは事務局の説明のとおり、町の認定農業者であり、**さん</p> <p>は利用権の設定をし、施設野菜の農地利用計画書に基づき年間農業所得を260</p> <p>万円、年間労働時間を1,760時間と設定し、所得の増大に努めるとのことで</p> <p>あります。このように若い人材が農業に従事していくことは将来的にも有望と考</p> <p>えますので、みなさまの審議をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第48号、農業経営基盤強化促進法第18条①②について、質疑ございま</p> <p>せんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第48号、農業経営基盤強化促進法第18条①②について、決定すること</p> <p>に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第48号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の</p> <p>規定による農用地利用集積計画①②については決定いたします。</p> <p>次に、議案第49号、青年等就農計画の認定に係る意見決定について上程いた</p> <p>します。事務局より議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>

	<p>引き続き説明させていただきます。</p> <p>今回の案件は、青年等就農計画の認定にあたり農業委員会としての意見を求められているものです。</p> <p>認定においては、農協、普及所などの関係機関で構成された審議会において審議することとなっておりますが、迅速な認定のため文書での意見を求められたことにより議案にかけ意見決定をするものです。計画の認定にあたっては、町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に沿った計画である必要があります。</p> <p>今回の認定申請者の****さんは、先ほども申しましたが染の****さんの息子さんです。**さんは、これまでは会社勤めをされながら農作業をされていましたが、今後は農業に専念する考えで、今回新規就農者として農業次世代人材投資資金を受けることを希望されて認定申請が出されました。</p> <p>みなさまのお手元に計画書の写しを配布しておりますが、ご覧いただきますと農業経営開始日は5月1日を予定しており、営農類型は施設野菜と露地野菜となっております。</p> <p>将来の農業経営の構想としてはニラ・ブロッコリーの複合経営、さらには新たにアスパラガスの栽培も開始し収益向上を目指すものとなっております。構想に沿った計画であるかですが、青年等の新規就農者の5年後の目標が構想にある年間農業所得額210万及び年間労働時間1,900時間程度とされた内容に沿う形での計画となっております。</p> <p>浅川町農業委員会として、****さんの就農計画が基本的な構想に沿ったものであると認め、認定に異議がないか審議をお願いいたします。</p> <p>なお、計画書の写しについては個人情報関係上、回収させていただきますので、審議終了後は机上に残してお帰りいただきますようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>事務局より議案の朗読及び説明が終わりました。本申請人は染の方となりますが、染地区推進委員、川音光平委員の方でご意見ありましたら発言願います。</p>
川音委員	<p>はい、染地区推進委員の川音です。</p> <p>青年等就農計画に基づき借受人****さん、貸付人****さんの件で意見申し上げます。**さんは農業の縮小を検討しており、農作業も委託したいと考えています。ですので、**さんに対しまして平成31年5月1日から平成36年4月30日までの5年間の利用権を設定し、露地野菜のブロッコリーを導入し、農業所得の増大を図るとのことです。**さんは現在***であり、将来が有望視されることから、みなさまのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>議案第49号について質疑を許します。議案第49号について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第49号の認定について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第49号、青年等就農計画の認定に係る意見決定については異議なしと意見決定いたします。</p> <p>次に、その他に入ります。みなさんから何かございませんか。</p>
川音委員	<p>この場をお借りしまして御礼を述べさせていただきます。1月末に家族に不幸があり、ご心配をお掛けしました。併せて委員会より多大なるご奉仕をいただき御礼申し上げます。ありがとうございました。</p>
会 長	<p>その他にはないようですので、事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>はい、では一つ目ですが、本日の会議資料で配布させていただいた取扱注意の一覧は農業の経営状況調査を実施したところの結果をまとめたものであります。個人情報でありますので取扱注意ということでお願いします。離農(縮小)者対象一覧での右側、行政相談の希望の有無という欄について、町や農業委員会に縮小の意向があった場合に相談したいかどうかというところで、未記載であったものは不明、行政に対して相談したいものにチェックのあったものをありとさせていただきます。この情報も参考にして農地集積の活動、あるいは人・農地プランへの活動に役立てていただきたいと思います。</p> <p>二つ目ですが、年間のスケジュール等を配布させていただいております。農業委員会総会は毎月15日前後の開催を予定しています。連携会議については6月、8月、11月、2月を予定しています。その他、県下農業委員会大会が11月15日となっています。</p> <p>三つめは、活動記録簿のことですがまだ準備ができずお配りできませんので、活動を行った際にはメモをしておいていただくようお願いいたします。活動記録簿が手元に届いたときに書き写して整理していただくよう対応願いたいと思います。</p> <p>四つめは、福島県農業会議より各農業委員会に対して意見を求められたことがありまして、『「復興・創生期間」後の体制等に対する要請(素案)』の送付についてという文書のコピーをお配りさせていただきました。これは本文中にもありますとおり5月27日に「県選出国會議員との懇談会」というものがありまして、会長も出席を予定していますが、県選出の国会議員に対して2枚目の『「復興・創生期間」後の体制等に対する要請(素案)』を福島県農業会議として提出すると連絡がありました。よってこの内容に対する意見を伺いたいということです。この連絡があったのが4月3日であったので、議題として含めることができず、しかし5月10日までの報告ですので、急でありますがこの場で資料配布させていただきます。そこで繰り返しですがこの素案に対する意見がありま</p>

	<p>したらそれをいただきたくお諮りするものです。お目通しをお願いします。</p>
会 長	<p>では、『「復興・創生期間」後の体制等に対する要請（素案）』について、意見・質問等がありましたら発言をお願いします。</p> <p>（発言なし）</p>
会 長	<p>発言がないようなので、意見なしで報告ということにします。この決定とすることに賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、この素案のとおりと報告することについて決定いたします。</p>
事務局長	<p>引き続きご連絡いたします。次回総会については5月17日金曜日、午後1時30分を予定しております。</p> <p>本日、午後6時より歓送迎会がありますので、ご出席方よろしくをお願いします。</p> <p>来月より5月に入りクールビズとなります。5月から10月までの間ノーネクタイとなります。通知でも案内しますが、ご理解をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>今、事務局の方から説明ありましたが、何でも結構ですのでみなさまより何かありましたらお願いします。</p>
江田委員	<p>クールビズというのは5月から11月までですか。</p>
事務局長	<p>5月から10月までになります。</p>
大河内委員	<p>意向調査の資料の件で、離農の意向を示している者に対してその土地を農業公社等が買い取るなどということはあるのか。</p>
事務局長	<p>この場で詳しくはご説明できませんが、制度としてはあると思われれます。詳細は調べさせてください。そしてお伝えしたいと思います。</p>
大河内委員	<p>この中ですでに離農している者もいるけれど、そこは参考資料として受け取ってよいのか。</p>
事務局長	<p>その調査時点での農家のリストに上がっていた全員に対して調査を行い、回答のあったもので作成をしています。</p>
会 長	<p>質疑ありませんので、それでは、以上を持ちまして第22回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

	ご起立願います。礼。ご苦勞様でした。
--	--------------------

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)